生第109388号	化成肥料	くみあい有機入り化成S008H－２	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第109391号	混合堆肥複合肥料	微量要素入り混合堆肥複合肥料888号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第109422号	副産肥料	プライム肥料２号	福山市上下水道局	広島県福山市古野上町15番25号
生第109428号	汚泥肥料	SAIJOペンタコンポスト	関西化工株式会社	大阪府吹田市広芝町９番９号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109378号	配合肥料	newJFC―F２号	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区南船場四丁目２番４号
生第109380号	配合肥料	YSTVM―01	OATアグリオ株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号
生第109383号	化成肥料	ネオキープ7001	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第109386号	化成肥料	ネオキープ2055	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第109390号	尿素	ASU尿素―１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第109392号	液状肥料	GPCミックスB	株式会社GCJ	大阪府大阪市城東区新喜多一丁目１番３号
生第109393号	液状肥料	GPCミックスA	株式会社GCJ	大阪府大阪市城東区新喜多一丁目１番３号
生第109394号	液状肥料	GPCミックスC	株式会社GCJ	大阪府大阪市城東区新喜多一丁目１番３号
生第109412号	熔成りん肥	粒状ようりん20％	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地
生第109423号	液状肥料	三洋液肥G２	三洋化成工業株式会社	京都府京都市東山区一橋野本町11番地の１
生第109424号	液状肥料	三洋液肥　E２	三洋化成工業株式会社	京都府京都市東山区一橋野本町11番地の１
生第109432号	液状肥料	２―４―５液肥	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の１
生第109437号	鉱さいけい酸質肥料	粒状けい酸苦土石灰肥料６号	いなほ化工株式会社	富山県高岡市駅南４丁目８番６号
生第109438号	化成肥料	丸菱化成833	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目22番地
生第109443号	家庭園芸用複合肥料	家庭園芸用複合肥料１号	株式会社みずほアグリサポート	茨城県つくば市土田９番地37
輸第109382号	混合加里肥料	混合加里肥料（38）	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第109384号	りん酸アンモニア	B019	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第109385号	りん酸加里	B020	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第109404号	化成肥料	アミノ化成19－７－11	グリーンコスモス株式会社	北海道苫小牧市新開町三丁目13番２号
輸第109405号	液状肥料	液体肥料原液605号	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
輸第109419号	硝酸ソーダ	硝酸ソーダ	日新産業株式会社	東京都中央区日本橋本町二丁目３番11号日本橋ライフサイエンスビルディング５階

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第六百八十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千二百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　くろまぐろ（小型魚）	第一　くろまぐろ（小型魚）
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）	一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）
4,334.6トン	4,383.3トン
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0